

シンポジウム

広がれ、消費者市民教育！

～消費者教育推進法が成立して、教育現場はどう変わる？～

資料集

日 時：2012年5月26日（土）午後1時～午後4時30分

場 所：弁護士会館 2階 講堂 クレオBC

主 催：日本弁護士連合会・東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会

後 援：文部科学省・公益財団法人消費者教育支援センター・日本消費者教育学会

◆ 目 次 ◆

プログラム	…p. 1
報告者・パネリスト等のプロフィール	…p. 3
◆ 報告者の提供資料	
【資料 1】 「消費者教育推進法制定の意義」月間国民生活 N0. 46, 2012 年 2 月, 国民生活センター, 抜粋) ※逆とじ (横浜国立大学教育人間科学部教授 西村隆男)	…p. 6
【資料 2】 「消費者教育推進法と消費者市民社会」 (日本弁護士連合会消費者問題対策委員会副委員長 島田 広)	…p.11
【資料 3】 「高等学校『家庭』における消費者教育」 (東京都立忍岡高等学校主任教諭 荒井きよみ)	…p.16
【資料 4】 「平成 23 年度 消費者教育フェスタ in ぎふ」 (岐阜県・岐阜大学大学院教育学研究科(教職大学院)・岐阜市立長良東小学校在籍・教諭 伊藤智裕)	…p.19
◆ パネリスト資料	
【資料 5】 「消費者市民力を育もう!」 (桜山女学園大学教授 東 珠実)	…p.27
【資料 6】 「広がれ、消費者市民教育！レジメ」 (主婦連合会会长 山根香織)	…p.28
◆ 「消費者市民社会」 関連資料	
【資料 7】 消費者被害のない安全で公正な社会を実現するための宣言 (2009 年 11 月 6 日・日本弁護士連合会)	…p.32
【資料 8】 「消費者教育と消費者行動（第 1 章）」 (「日本弁護士連合会第 52 回人権擁護大会シンポジウム第 3 分科会基調報告書『安全で公正な社会を消費者の力で実現しよう』～消費者市民社会の確立をめざして」から抜粋)	…p.39
【資料 9】 「消費者教育と消費者行動（第 2 章～第 5 章）」 (前記基調報告書から抜粋)	…p.45
【資料 10】 平成 20 年度版国民生活白書：消費者市民への展望—ゆとりと成熟した社会構築に向けて—「はじめに」	…p.70
【資料 11】 消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けて（意見）「生活安心プロジェクト（行政のあり方の総点検）」2008 年 4 月 3 日・国民生活審議会（抜粋）	…p.73
【資料 12】 「消費者行政推進基本計画」（2008 年 6 月 27 日・閣議決定）抜粋 (「はじめに」の部分)	…p.79

◆ 「消費者教育」 関連資料

- 【資料 13】 消費者教育推進法の制定を求める意見書（2009年2月19日・日本弁護士連合会） …p.80
- 【資料 14】 消費者教育に関するOECD消費者政策委員会の政策提言について（平成21年12月17日・消費者庁） …p.83
- 【資料 15】 北欧の消費者教育の目的・内容の提案（2000年・北欧閣僚評議会） …p.88
- 【資料 16】 消費者の権利を保障し消費者市民教育を推進する実効性のある消費者教育推進法制定を求める意見書（2011年4月15日・日本弁護士連合会） …p.89
- 【資料 17】 中学校学習指導要領解説「技術・家庭」（66～69ページ） …p.98
- 【資料 18】 中学校学習指導要領解説「社会」（125～130ページ） …p.100
- 【資料 19】 高等学校学習指導要領解説「家庭」（74～78ページ） …p.103
- 【資料 20】 高等学校学習指導要領解説「公民」（14～16ページ、48～51ページ） …p.106
- 【資料 21】 小学校学習指導要領解説「家庭」（58～61ページ） …p.110
- 【資料 22】 小学校学習指導要領解説「社会」（29～37ページ） …p.112
- 【資料 23】 ビクトリア・トーレセン氏講演会－トーレセンさん、消費者市民社会と教育を語る－ …p.117
- 【資料 24】 消費者教育の推進に関する法律案の概要 …p.137
- 【資料 25-1】 消費者教育関連の法律等（抜粋） …p.138
- 【資料 25-2】 消費者教育関連の法律に関する付帯決議（抜粋） …p.141
- 【資料 26】 消費者教育推進のための課題と方向（平成24年4月6日・消費者教育推進会議） …p.142
- 参考資料 1 消費者情報417号（2010年12月号、財団法人関西消費者協会）抜粋 …p.155
- 参考資料 2 消費者情報427号（2011年12月号、財団法人関西消費者協会）抜粋 …p.165
- シンポジウム実行委員会委員名簿 …p.177

シンポジウム 広がれ、消費者市民教育！

～消費者教育推進法が成立して、教育現場はどう変わる？～

日 時 2012年5月26日（土）午後1時～午後4時30分
場 所 弁護士会館2階 講堂クレオBC
司 会 霽岡 寿治 日弁連消費者問題対策委員会委員
中村美智子 シンポジウム実行委員会委員

開会の挨拶

池本誠司 日弁連消費者問題対策委員会委員長

趣旨説明

鎌田健司 同委員会委員

資料説明

神保美智子、岸田和俊 同委員会委員

【講演】

- 1 今、なぜ消費者教育推進法か？～今後の展望と課題
西村隆男 氏 横浜国立大学教授
- 2 消費者委員会からみた推進法
河上正二 氏 東京大学大学院教授・内閣府消費者委員会委員長
- 3 消費者教育推進法と消費者市民社会
島田 広 日弁連消費者問題対策委員会副委員長

【事例報告】

- 1 高等学校『家庭』における消費者教育
荒井きよみ氏（東京都立忍岡高等学校主任教諭）
- 2 エコチケットを使った循環型エコ活動
菊次哲也氏（埼玉県・川口市立戸塚南小学校教諭）
- 3 平成23年度 消費者教育フェスタ in ぎふ
伊藤智裕氏（岐阜県・岐阜大学大学院教育学研究科（教職大学院）
岐阜市立長良東小学校在籍）

～休憩～

【パネルディスカッション】

<消費者市民教育に期待すること>

コーディネーター 武田香織（弁護士）

- ・東 珠実 氏 桜山女学園大学教授
- ・山根香織 氏 主婦連合会会長
- ・島田 広 弁護士

総括・閉会挨拶

中村新造 日弁連消費者問題対策委員会委員

プロフィール

【講演者】

西村 隆男（にしむら たかお）さん

横浜国立大学教授

1951年東京都生まれ。

横浜国立大学大学院および関東学院大学大学院修了。博士（経済学）

（財）消費者教育支援センター主任研究員、横浜国立大学助教授などを経て現職。

附属鎌倉中学校長併任。日本消費者教育学会会長。

兼職に消費者教育推進会議委員（分科会座長）、文科省消費者教育推進員会委員長など。

著書として「日本の消費者教育」、「クレジットカウンセリング」、「消費生活思想の展開」（編著）「新消費者教育Q & A」（共著）などがある。

河上 正二（かわかみ しょうじ）さん

東京大学大学院法学政治学研究科教授

専門は民法、消費者法、医事法。

昭和 50 年金沢大学法文学部卒業。

昭和 57 年東京大学大学院法学政治学研究科博士課程修了（法学博士）。

同年千葉大学法経学部助手、昭和 59 年同助教授。

平成 2 年東北大学法学部助教授、平成 5 年東北大学法学部教授、平成 12 年東北大学大学院法学研究科教授。

平成 20 年より現職。法制審議会幹事、国民生活審議会専門委員、仙台市消費生活審議会委員、第 21 次東京都消費生活対策審議会委員などを歴任。

【事例報告者】

荒井きよみ（あらい きよみ）さん

主任教諭（東京・忍岡高校）

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科博士課程修了、博士号（教育学）取得。

東京都立忍岡高等学校勤務。

平成 23 年度教員を対象にした消費者教育講座（国民生活センター主催）にて実践報告。

- 消費者の市民性を育む実践から

消費者教育における社会参加意識の育成（2009 消費者教育 29号）
高校生の「生活創発」を促す家庭科教育の視点 - 社会とのつながりから生活問題を認識する授業実践の分析（2011 学校教育学研究論集第24号）

菊次哲也（きくつぎ てつや）さん

教諭（埼玉・川口市立戸塚南小学校）

慶應義塾大学法学部卒業。

著書

「授業=子どもを拓き、つなぐもの」 共著 一茎書房

「授業=子どもとともに探究する旅」 共著 教育出版

伊藤智裕（いとう ともひろ）さん

教諭（岐阜・岐阜大学大学院教育学研究科[教職大学院] 長良東小学校在籍）

平成11年3月 名古屋大学経済学部卒業

平成12年4月～平成15年3月 岐阜県益田郡下呂町立下呂中学校

平成15年4月～平成18年3月 岐阜県揖斐郡池田町立池田中学校

平成18年4月～平成24年3月 岐阜県岐阜市立長良東小学校

平成24年4月～ 岐阜大学大学院 教育学研究科教職実践開発専攻（教職大学院）

「消費者教育研究」No.152（消費者教育支援センター）に消費者教育フェスタ実践報告掲載。

2012年3月5日朝日新聞朝刊（岐阜地域のページ）に「風評被害の手紙 考えた」との見出しで授業の様子が掲載。

（http://mytown.asahi.com/gifu/news.php?k_id=22000551203050001）

【パネリスト】

東 珠実（あづま たまみ）さん

帽山女子大学現代マネジメント学部教授 博士（商学）

1982年静岡大学教育学部卒業

1984年同大学大学院教育学研究科修士課程修了。

1987年中京大学大学院商学研究科博士課程単位取得。

1984年名古屋栄養短期大学（現名古屋文理短期大学）助手

1987年同大学専任講師（1988年退職）。金城学院大学非常勤講師を経て、

1992 年 桜山女子大学現代マネジメント学部教授（現職。）

現在、日本消費者教育学会常任理事・中部支部長、生活経済学会理事、愛知県消費生活審議会委員、名古屋市消費生活審議会委員、名古屋市環境審議会委員等を務める。平成 23 年度ベスト消費者センター賞受賞。

著作：「現代社会の消費とマーケティング」税務経理協会 / 共著 (2008)

「法と消費者」慶應義塾大学出版 / 共著 (2010)

論文：「消費者市民社会の形成と消費者教育 - 消費者市民教育としての「子どものまち」の分析 - 」名古屋経済大学研究所報第 32 号 (2010)

「現代消費者教育考 - 自立と共生と変革のための消費者教育」日立コンシユーマ・マーケティング株式会社「センターレポート」No.130 (2012)

掲載記事：「「社会を変える私になる」消費者教育」財団法人関西消費者協会『消費者情報』No.427 (2011) 他。

山根香織(やまね かおり)さん

昭和 32 年生まれ。

大学卒業後、商社勤務等を経て専業主婦。

平成 10 年主婦連合会入会、20 年より会長。

2 男 1 女の母。

法務省法制審議会委員、裁判員制度検討会委員、消費者庁食品表示一元化検討会委員などを務める。

島田 広(しまだ ひろし)

弁護士

1998 年弁護士登録（福井弁護士会）

弁護士会等における主な役職等

日本弁護士連合会消費者問題対策委員会副委員長

武田香織(たけだ かおり)

弁護士

2000 年弁護士登録（東京弁護士会）

弁護士会等における主な役職等

日本弁護士連合会消費者問題対策委員会幹事



今こそ求められています。

よく知られる約30年前のR・バニスター^{*1}らの分析^{*2}によれば、消費者教育とは、「個人や集団が消費者の意思決定を左右する諸要素に影響を与える目的で、消費者資源^{*3}を管理し、市民として行動するために必要な知識とスキルを学ぶことである」と定義しました。この市民参加の考え方は、消費者の倫理的な行動に代表されるように消費者市民の考え方には他なりません。つまり、消費者教育の目標にはもともと消費者市民としての判断や行動力の育成が含まれていたわけです。

制定で何が変わるか

もちろん、法制定により大幅に消費者教育が進展するとは考えられません。ですが、これまで審議会答申や基本計画等で重要性やその実施が指摘されてきましたにもかかわらず、ごく一部を除き、消費者教育が格段に進展してきたことはとてもいえないのです。

本格的推進の一里塚に過ぎませ

も事実です。

それは、後ろ盾となる法制が存在しなかつたからであると考えられます。例えば、環境教育推進法にせよ、食育基本法にせよ、これらの教育活動はそれぞれに組織的な推進運動もありましたが、立法化によって教育現場に大きく浸透して今日に至っています。

今回の推進法の制定の意義は、以下の5点にあると考えています。
(1)国が消費者教育の基本方針を立てる
(2)国が消費者教育の理念を明確にする
(3)学校における消費者教育の充実に教員研修を義務化する
(4)各自治体が消費者教育推進計画を立て、実施する
(5)文科省を巻き込んで行政主導の消費者教育の作業を進める

法キャンバス

ん。文科省を推進の中心的省庁として明示する自民党案に比べて、民主党案は国の責務として示すものの、省庁の明示はあえて外しています。特に学校消費者教育の推進、定着には、文科省の高いハーダードを越えていかなければなりません。現行の教科目の再編により、新科目を設けるような展開には、まだ大きな壁があるといえますが、立法化を契機に検討を進める意義は大きいものと考えます。

表 消費者教育モデル校(仁川・堂下小学校)で実施したプログラム

時間	韓国消費者院が推奨した消費者教育の学習指導案の4大領域	モデル事業で実施した8つのテーマ
1	1. 市場と消費者の理解	1) 市場経済と消費者の役割
2		2) お金の管理
3		3) 広告と消費者情報
4		4) 購買意思決定と使用法
5	2. 合理的な消費	5) 消費者の権利と責任
6		6) 消費者安全
7		7) 生活様式と消費均衡
8		8) 持続可能な消費文化
9	3. 消費者問題の解決と予防	
10		
11		
12		
13	4. 望ましい消費文化形成	
14		
15		
16		
17		

*5 *4 *3 *2 *1 消費者教育体系化のための調査研究会。報告書は消費者教育支援センターが「消費者教育体系化のための調査研究報告書」として06年3月に公表。
R. Bannister and C. Monsma, "Classification of Concepts in Consumer Education," 1982.
文科省「消費者教育の試行的実施による効果的検証のための調査研究(海外調査報告書)」11年3月、32ページ。仁川市教育府指定のモデル校である堂下小学校は、消費者院の推奨する4領域を8つのテーマに細分化し、実施した。色川卓男「政令指定都市における消費者教育・啓発施策の実態と課題」『月刊国民生活』10年5月号、20~23ページ。

今後の課題

推進法の制定は消費者教育の

ねていく必要があるでしょう。

逆とじ

施策を推進することと総論を述べた後に、教員に対してその職務内容と経験に応じて消費者教育に関する研修を充実するための措置を、国および地方公共団体に義務づけている点にあります。これまで、一部の消費生活センターや教育委員会が、限定的に児童生徒の夏休みや春休みなどを利用して教員研修講座などを実施していますが、法により義務化されるならば、その普及の促進に大いに期待できるものがあると思います。

加えて、必要に応じて、地方公共団体に消費者、消費者団体、事業者団体、行政、消費生活センターからなる消費者団体消費推進協議会を組織するなど、地方での消費者教育の推進を重視した内容を含むものとなりました。

自民党案と民主党案

立法化の作業も軌道に乗った自民党案でしたが、その後の総選挙において、自民党は大敗を

喫し、政権交代という激震の中、推進法は棚上げ状態となりました。

それより先、消費者庁は、既に5月末の国会で成立していた消費者庁設置関連法により、9月1日に発足し、業務を開始することになりました。

日本消費者教育学会や日本弁護士連合会、消費者団体等、推進法の制定を後押ししてきた団体は、民主党政権においても消費者教育施策の重視を継続すべく、民主党マニフェストミーティングで要請し、10年の春には消費者教育推進に関わるワーキングチームが発足するに至りました。

会合を経て、11年8月に、民主党としての推進法案骨子案を完成させ、推進法民主党案が固まりました。

消費者教育の目的、理念

消費者教育の理念を定め、国および地方公共団体の責務を明らかにし、基本方針の策定をすることなどを通じて消費者教育を総合的、一体的に推進することで国民生活の安定向上に寄与することが、推進法の目的とされています。

民主党案は、その多くは自民党案をベースにしたものとなっていますが、特徴として災害条項の導入と、消費者教育推進会議の政令による位置づけなどが

含まれます。また、自民党案は消費者庁と文科省が基本方針を策定することになりますが、民主党案では政府が策定するものとするなど、若干の相違があります。

災害条項とは、民主党案の基に基づき、消費者が緊急時においても冷静かつ適切な消費行動をとることを明文化したもので、その条文化の必要性は論議のあるところです。

消費者教育の目的、理念を定め、国および地方公共団体の責務を明らかにし、基本方針の策定をすることなどを通じて消費者教育を総合的、一体的に推進することで国民生活の安定向上に寄与することが、推進法の目的とされています。

また、法の基本理念に関し、民主党案と自民党案の相違はあります。消費者教育を「消費者生活に関する知識を習得し、こ

れを適切な行動に結び付けることができる実践的な能力」の育成としてとらえ、また、「消費者が消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与することができるよう、その育成を積極的に支援する」ように行われるべきものとしています。

逆とじ



ます。この指針にみられるように、消費者が積極的に健全な社会形成に関与する主体となるよう、消費者市民として行動することを取り入れた教科書も一部にはみられるようになつています。13年度は高校新学習指導要領の実施で、同様に教科書内容も若干変更されていく可能性もあるといえるでしょう。

しかし、肝心の高校家庭科の授業時間数は減るばかりで、昨年の全国調査では2単位履修の学校が全国で7割以上に達するようになつてしましました。

推進法制定への経緯

07年秋に発足した福田政権は、食品偽装、耐震偽装、古紙割合偽装などの事件を背景に、国民の安全・安心社会の実現を重点施策の一つとして掲げました。現職首相が初めて国民生活センターを訪問し、消費者庁創設への契機を生み出したといえるかもしれません。翌08年の国民生活白書は、大胆にも「消費者市

民社会への展望」と副題を付け、消費者教育がほとんど成果を収めていない実情と、ヨーロッパで進展する消費者市民教育を対比的に論じ、消費者市民教育推進の必要性を説きました。

同年3月には自民党消費者問題調査会（野田聖子会長）で消費者教育が取り上げられ、10月には同党消費者問題ワーキング

チーム（島尻安伊子座長）が発足することになりました。第1回は10月28日に開催され、筆者と消費者教育支援センターの有馬真喜子理事長がヒアリングを受けました。筆者は学校における消費者教育の立ち遅れの現状と、その前週に参加したOEC D消費者教育合同会議での議論を報告しました。

同ワーキングは、翌09年4月まで十数回の会合を重ねて、消費者教育の定着には法整備が必要と確認し、消費者教育推進法（以下、推進法）の制定を議員

至ります。

検討の過程

自民党案では、推進法の目的を「消費者の自立支援に消費者教育が重要」との認識から、「消費者教育の理念」を定め、「国及び地方公共団体の責務」、および「基本方針」を明らかにするとした。

また、消費者教育を「消費者の自立支援のために行われる消費者生活に関する教育」と定義し、その理念として「消費生活に関する知識の習得と適切な行動に結び付ける実践的な能力」を身に着けることと、「消費者が消費者市民社会を構成する一員」として「その発展に寄与することができる」ように育成を積極的に支援するものとしました。

ところ、「消費者市民社会」は、前述のように国民生活白書で指摘されましたが、同法案では、「消費者が個々の消費者の能力及び需要の多様性を相互に形成に積極的に参画する社会」であります。この指針にみられるように、消費者が積極的に健全な社会形成に関与する主体となるよう、消費者市民として行動することを取り入れた教科書も一部にはみられるようになつています。13年度は高校新学習指導要領の実施で、同様に教科書内容も若干変更されていく可能性もあるといえるでしょう。

推進法制定への経緯

07年秋に発足した福田政権は、食品偽装、耐震偽装、古紙割合偽装などの事件を背景に、国民の安全・安心社会の実現を重点施策の一つとして掲げました。現職首相が初めて国民生活センターを訪問し、消費者庁創設への契機を生み出したといえるかもしれません。翌08年の国民生活白書は、大胆にも「消費者市

行動が現在及び将来の世代にわたります。たって内外の社会経済情勢及び地球環境に与える影響を考慮しつつ、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会」として定義づけされました。

おそらく、一般には耳慣れな用語でもあり、法に用いるためには同法案での定義づけが必要と判断したものと思われます。

また、国の責務を「基本理念、にのつとり消費者教育の推進に関する総合的な施策」の策定と実施とし、「消費者庁及び文部科学省が国の責務が十分果たされるよう」それぞれの「所管する消費者教育の推進に関する施策を講じなければならない」と示しました。

さらに、「消費者教育に関する基本方針」を「内閣総理大臣及び文部科学大臣」が定め、公表するものと規定しました。

以上の基本的な枠組みに加えて、筆者が注目したのは、学校における消費者教育の推進に関する条項で、そのための必要な

立法で進めるべきとの結論に達し、自民党案を完成するまでに尊重し、その消費生活に関する

逆とじ

地方行政による消費者教育活動を、今日まで展開してきました。ただし、その対象は限定的であることも多く、地域の消費者力を上げるという意味においては、必ずしも効果を十分に上げてきただとはいえません。

教育基本法はその3条で「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と規定しています。つまり、教育は個々人のために生涯にわたって豊かな生活が送ることを目的として當ま れるもののです。

消費者利益の擁護・増進を目的に、消費者教育を受ける権利を消費者の基本的権利として位置づけた04年制定の消費者基本法は、17条では「学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて」消費者教育を充実させ

ることを国の責務としました。にもかかわらず、消費者教育は必ずしも着実に前進してきたとはいえません。国は05年から消費者教育の概念を明確にしよう内閣府に設置して検討を重ね、翌年に生涯のライフステージごとに学習し身に着けるべき能力を示すという、画期的な「消費者教育の体系シート」を公表しましたが、残念ながらその浸透はごく限定期的でした。

現在、消費者庁に設置された消費者教育推進会議が、10年の発足以来、この消費者教育の体系化の作業に取り組んでいます。

翌年は生涯のライフステージごとに学習し身に着けるべき能力を示すという、画期的な「消費者教育の体系シート」を公表しましたが、残念ながらその浸透はごく限定期的でした。

現在、消費者庁に設置された消費者教育推進会議が、10年の発足以来、この消費者教育の体系化の作業に取り組んでいます。

科目の数時間の扱いであり、消費者としての実践力の育成という目標からすれば、いまだほど遠い現実があるといえましょう。

文部科学省が昨年公表した『大学及び社会教育における消費者教育の指針』では、消費者教育の目的として以下の3点を挙げています。

①消費者の権利を実現し、消費生活の安定と向上を図るために、消費に関する基礎的・基本的な知識および技能を習得し、これらを活用して消費者被害

学校が行う消費者教育

学校では主に89年以降、教科の限定と学校や教員による濃淡こそあれ、消費者教育が従前に比べると、広く意識されるようになつてきました。例えば、中学校の技術・家庭（家庭分野）では、消費者の権利と責任や、さまざまな販売方法、契約など



西村 隆男
Nishimura Takao
横浜国立大学
大学院教授

横浜国立大学大学院修了。
博士（経済学）。
財消費者教育支援センター主任研究員等を経て
現職、横浜国立大学教育人間科学部附属鎌倉中学
校校長併任。
消費者教育推進会議委員、日本消費者教育学会会長

今春から実施される中学校新学習指導要領では、消費者教育にかかわる内容は前進がみられ

③消費を、持続可能な社会を実現するための重要な要素として認識し、持続可能な社会をめざしてライフスタイルを工夫し、主体的に行動できるようにする。

等の危機を自ら回避する能力、将来を見通した生活設計を行う能力、および課題を解決する実践的な問題解決能力を育む。
②自己の利益だけを求めるのではなく、他者や社会とのかかわりにおいて意思決定し、よりよい社会を形成する主体として、経済活動に関して倫理観を持つて責任ある行動をとれるようとする。

37 2012.2·月刊国民生活



逆とじ

● 誌上法学講座

[特別編]

法キャンパス

消費者問題にかかる法律を学ぶ

消費者教育推進法 制定の意義

はじめに

国民生活の安全・安心を目的に消費者庁が設立され、2年半近くが経過しました。同時に消費者問題の解決に向け消費者委員会も精力的な活動を続け、消費者被害救済に関する法整備も確実に進んできただといえます。しかし、10年以上製品リコールの公表が行われ続けても、使用者の消費者がその情報に気づかず事故にあつたり、連日新聞報道がされても、なお振り込め詐欺や投資詐欺の被害を受けるなど、消費者が意識や行動において未成熟であるがゆえに生じる問題が絶えることがないという側面も見逃せません。

消費者としての自覚を促し、市場における主体者として社会と積極的にかかわりを持つ消費者を育てる消費者教育の充実は、事業者と消費者の情報の非対称

性という構造を持つ今日の経済社会では欠くことができません。

消費者教育は 浸透しているか

手元の資料では、既に63年6月の国民生活向上対策審議会の『消費者保護に関する答申』が、一般消費者に対する消費者教育と学校教育における消費者教育を強化して、消費者保護について消費者自身の関心を高める必要があるとしています。

また、同審議会は国民生活審議会と名称変更し、66年11月に『消費者保護及び消費者教育に関する答申』の中で、「消費者教育の目的意識を明確にし、その内容の体系化を図ることが現在重要な課題」であり、「教員を養成する大学の教科の中にも」消費者教育の観点を取り入れる必要がありますと明言しています。

行政が行う消費者教育

60年代以降に消費生活センターが各地に設置され、地域の消費者問題解決への拠点としての機能を果たしてきたことは事実です。消費者啓発講座や被害防止の配布資料の作成によつて、

相変わらず「消費者教育は重要」とか、「小さいうちから身に着けさせるべき」などと関係者は言い続けています。つまり、消費者教育の重要性は指摘されながらも、定着するに至っていない事情がみえてきます。

86年に入り、国民生活審議会は「学校における消費者教育について」とする要望書を、折しも学習指導要領改訂作業中の教育課程審議会に提出しました。これは、拡大する消費者被害に対処する一環として、契約学習を学校教育に初めて取り入れる契機となつたといえるものです。

消費者教育推進法と 消費者市民社会

2012年5月26日
日弁連消費者問題対策委員会
副委員長 島田 広

消費者市民社会

- ① ものを買うときには、フードマイレージ等商品の環境負荷を考えて買う。
- ② フェアトレードの商品を買うようにしている。
- ③ 地産地消を意識して買うようにしている。
- ④ 自分の預金がどう使われるかを考えて預け先を選んでいる。
- ⑤ 商品やサービスに問題があると思ったとき、業者や行政に改善を求めたことがある。
- ⑥ 消費者団体や環境団体等の行う消費についての取り組みに参加したことがある。
- ...

消費者市民の定義

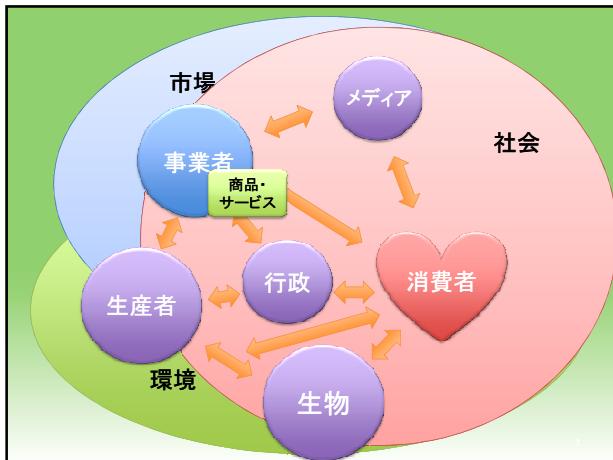
- ・ 消費者市民とは、倫理的、社会的、経済的及び環境的配慮に基づいて選択を行う個人である。
- ・ 消費者市民は、家族、国及び地球的レベルで思いやりと責任をもって行動することによって、公正で持続可能な発展を保つことに積極的に貢献する

CCN, "Consumer Citizenship Education Guideline vol.1 Higher Education

事業者と「私」の世界から…

経済、社会、環境…
幅広い視野で消費を考える
消費者へ





8



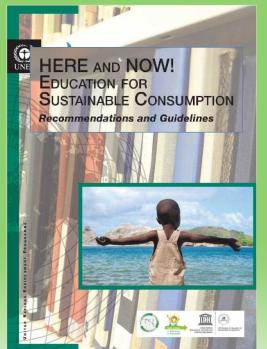
9



国際社会がすすめる取り組み

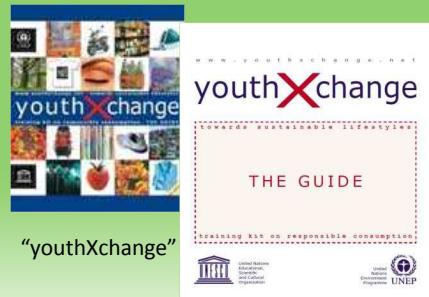
- 1992 国連環境開発会議（リオデジャネイロ）
- 2002 持続可能な開発に関する世界首脳会議
- 2005 国連持続可能な発展のための教育の10年
- 2012 国連持続可能な開発会議

2008
マラケシュ・
タスクフォース
「持続可能な消
費のための教育
ガイドライン」
を発表
(2010完成)



<http://www.unep.fr/scp/marrakech/taskforces/pdf/H&NMay2010.pdf>

UNESCOとUNEPの 若者向けパンフレット



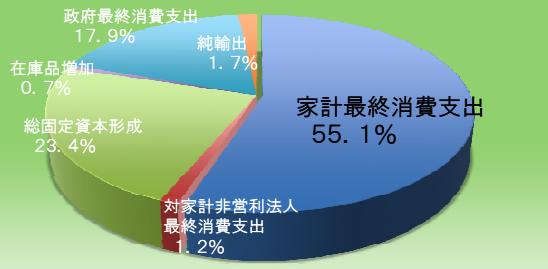
<http://www.unep.fr/scp/publications/details.asp?id=DTI/0655/PA>

14

変化をもたらす方策
を提供するのは政府
や規制機関、NGOと
事業者の責任である。
しかし、世界の消費者・市民の役割は彼らの行動をより早め
よりよいものにする
上で極めて重要である。

15

国内総生産（名目）の構成比

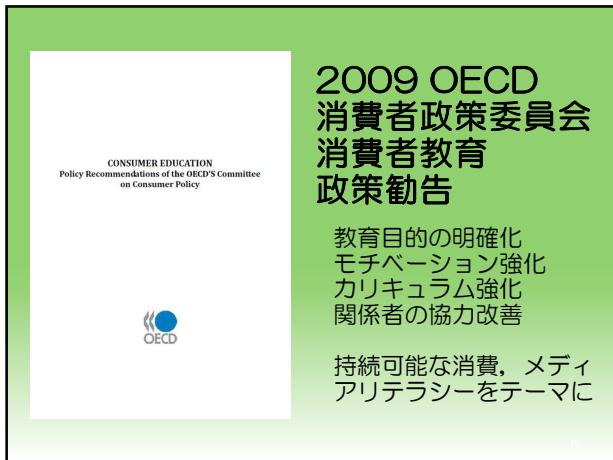


16

消費者教育推進法

背景

- ・消費者被害の増加
- ・国内での法制定を求める動き
- ・OECD消費者政策委員会消費者教育政策勧告（2009）
- ・東日本大震災後の消費行動への注目



立法に向けた動き

- 2008 「消費者行政推進基本計画」, 平成20年版国民生活白書で「消費者市民社会」を打ち出す
消費者庁設置法案に附帯決議
- 2009 日本消費者教育学会, 日弁連, 推進法制定を求める意見書発表
- 2010 政党間で立法について協議
- 2012 法案化作業→議員立法へ

「消費者行政推進基本計画」 (2008年6月27日閣議決定)

- ・「消費者市民社会」とは、個人が、消費者としての役割において、社会倫理問題、多様性、世界情勢、将来世代の状況等を考慮することによって、社会の発展と改善に積極的に参加する社会を意味しており、生活者や消費者が主役となる社会そのものと考えられる。
- ・消費者がよりよい市場とよりよい社会の発展のために積極的に関与することがあってこそ、新組織（消費者庁）はその存在感を高めることができる。

日弁連の立法運動

- 2009.2.19 「消費者教育推進法の制定を求める意見書」
- 2009.3.14 シンポ「『もっと消費者教育を!』～消費者教育推進のための法づくりを考える」開催
- 2010.4.10 シンポ「いま、消費者市民社会の実現に向けた消費者教育へ」開催
- 2011.4.15 「消費者の権利を保障し消費者市民教育を推進する実効性のある消費者教育推進法制定を求める意見書」
政党、議員要請等も実施

消費者教育の定義

消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育
(消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。) 及び
これに準する啓発活動

「消費者市民社会」の定義

消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会

基本理念

- ① 消費生活に関する知識と実践的な能力の育成
- ② 主体的に消費者市民社会に参画する消費者の育成を支援
- ③ ライフステージや消費者の特性に応じた適切な教育方法
- ④ 様々な場で、多様な主体が連携
- ⑤ 消費の社会的影響等多角的視点での情報提供
- ⑥ 災害等非常の事態における消費生活の理解
- ⑦ 環境教育、食育、国際理解教育その他関連教育との連携

関係者の責務

- ・ 国の責務
消費者庁と文部科学省が中心となって施策を推進
- ・ 地方公共団体の責務
地域の社会経済状況に応じた施策を実施
- ・ 消費者団体の努力
自主的活動の努力、様々な場での消費者教育への協力の努力
- ・ 事業者及び事業者団体の努力
国・地方公共団体の施策に協力、自主的活動の努力

基本方針・ 都道府県消費者教育推進計画等

- ・ 国
消費者庁と文部科学省が、消費者教育推進に関する基本方針案を作成、閣議により決定
- ・ 地方公共団体
基本方針を踏まえ、消費者教育推進の計画を定めるよう努力

消費者教育推進会議・ 消費者教育推進地域協議会

- ・ 国
消費者、事業者、関係団体、教育関係者、学識経験者及び行政機関職員で組織
①消費者教育の推進に関する情報交換及び調整、
②基本方針に関する意見表明を行う
- ・ 地方公共団体
同様の地域協議会を組織するよう努力

その他の施策

- ・ 教材の活用
実務経験者の意見を反映した教材開発と効果的活用
- ・ 人材育成
消費生活相談員等に対する研修を実施
大学、研究機関、消費者団体等に対し人材育成、資質向上のための自主的取り組みを促す
- ・ 財政上の措置
国は必要な財政措置を実施
地方公共団体は財政措置を実施するよう努力
- ・ 報告 「消費者白書」を毎年作成

今後の展開と課題

- ・ 消費者教育推進会議での総合的、体系的、効果的な消費者教育推進に向けた検討
- ・ 地方での推進計画の策定、推進地域協議会の設置の運動
- ・ 各地域、学校での連携の取組
- ・ 消費者団体の活動の強化、環境団体等の連携
- ・ 先進的な取組の発掘、開発と普及
- ・ 十分な財政措置の獲得

【事例報告】
高等学校「家庭」における消費者教育
広がれ、消費者市民教育！

日本弁護士連合会
 弁護士会館2階講堂クレオBC
26 May, 2012
 東京都立忍岡高等学校
荒井きよみ Kiyomi ARAI

1

第1学年：「家庭基礎」(2単位)の視点

個人・家族の生活から環境・貧困といった社会的な問題をとらえ、生活問題の解決へむけた認識に高める

生活者の視点から社会の現状を問う力（荒井2004）の育成

↓

生活問題を解決の方向をもってとらえる

- ◆ 購買行動は経済的投票 (Wilhelms,Heimerl,Jelly 1969)
- ◆ “Shopping for a Better World” (Alice Tepper Marlin 1991)
 - あなたが信じるものを買ひなさい
 - あなたの1回の買い物はよりよい世界へのあなたの一票なのです

年間授業計画(前期)	
タイトル	生活者としての視点
1きみたちはリッチだ	高齢化 晩婚化 独居老人
2激変時代の働き方改革 - イクメンの出現	ワークライフバランス 育児休業取得率 出生率 少子化
3ヒトはいつ人になるのか	ネグレクト
4三つ子の魔百まで	都市化 核家族化
5コドモ以上大人未満	社会的・職業的自立
6ミニスカートが教えるもの	流行曲線 若者文化
7ベストジーニストになる	被服材料(糸構造・織り構造) 風合い
8KIMINO,KIMONA, à la Japonois	平面構成 伝統の継承 衣更
9「いただきます」って誰に言いますか？	朝食摂取率 孤食 中食
10熱々を召し上がり	エコクッキング グリーンコンシューマー O157 O111

年間授業計画(後期)	
タイトル	生活者としての視点
11朝ごはん食べようDAY	ゼロ食品 強調表示
12肉を食べない月曜日	BSE トレーサビリティ
13食塩や脂肪は控えめに	生活習慣病 トランス脂肪酸
14たっぷりの野菜と毎日の果物	スローフード 有機農産物 GM ポストハーベスト フードマイレージ バーチャルワーター
15見知らぬ人の視点に立つ	ユニバーサルデザイン グループハウス ノーマライゼーション
16耐震強度偽装事件の裏側にあるもの	ローン 住宅性能表示
17ズバリ！私のどこがいけなかつたの	クレジット 多重債務 自己破産
18こんなとき君ならバーする？	契約 悪質商法 ケーリングオフ
19お金の使い方で世界を変える	フェアトレード 値格破壊 貧困

授業実践例	
19お金の使い方で世界を変える	
内容	時数
1チョコレートの歴史	2
2チョコレートの基本材料	
3パリッとした歯ごたえなのに口に入れるトロリチョコレートの物理的性質	
4食べる人をハッピーにしてくれる甘いチョコレート（カカオ生産現場の児童労働）	
5チョコを選べば世界が変わる(フェアトレード) - 調理実習チョコレートブラウニー	2
6価格破壊と貧困スパイラル - DVD視聴	2



19お金の使い方で世界を変える
(2)チョコレートの基本材料

おいしさの秘密は・・・
カカオバターの中に

- 砂糖
- 粉乳
- カカオマス … 1/50mm
小さすぎればネバネバ
大きすぎればザザラ

19お金の使い方で世界を変える
(3)パリッとした歯ごたえなのに口に入れるトロリ
(チョコレートの物理的性質)

脂肪酸の種類	バター	カカオバター
ヘキサン酸	■	
カブリル酸	■	
ラウリン酸		
ミリスチン酸	■	
バルミチン酸		■
ステアリン酸	■	■
オレイン酸	■	
リノール酸		
リノレン酸		
アラキドン酸		
JPA		
DHA		

お口でトロリ
固 液 30

19お金の使い方で世界を変える
(4)食べる人をハッピーにしてくれる甘いチョコレート
一カカオ生産現場の児童労働

<http://blog.goo.ne.jp/liten4u/e/6ee4ef819fa0215f113c290d3bc572> 2011.11.29

世界のカカオの7割はアフリカで生産
↓
カカオの市場価格は低く、不安定
↓
賃金の安い子供を雇用

19お金の使い方で世界を変える
(5)チョコを選べば世界が変わる-フェアトレード

- 経済的に厳しい状況にある生産者に機会を与える
- フェアトレードを推進する
- (組織運営や事業についての)透明性と責任
- フェアな金額を支払う
- 性差別をなくす
- 児童労働をなくす
- 環境を守れる生産方法を採用する

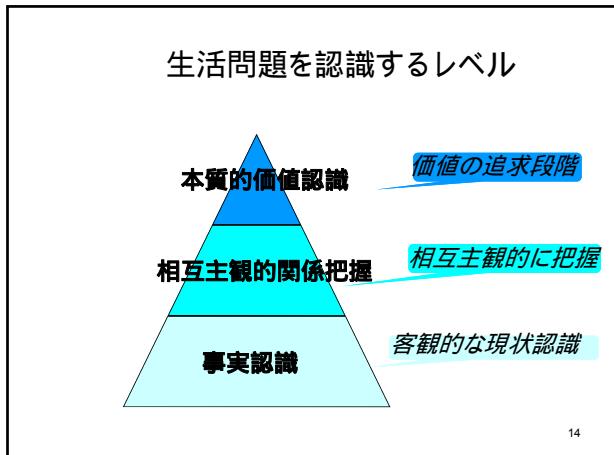


19お金の使い方で世界を変える
(6)価格破壊と貧困スパイラル

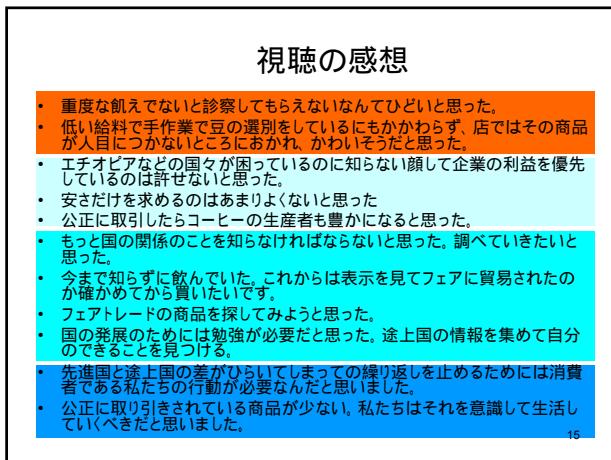
商品の値下げ
リストラ
賃下げ
↓
お金を何に使うのか
何を基準にモノ・サービスを買うのか
雇用環境
日本国内の正規雇用者の減少
↓
貧困化



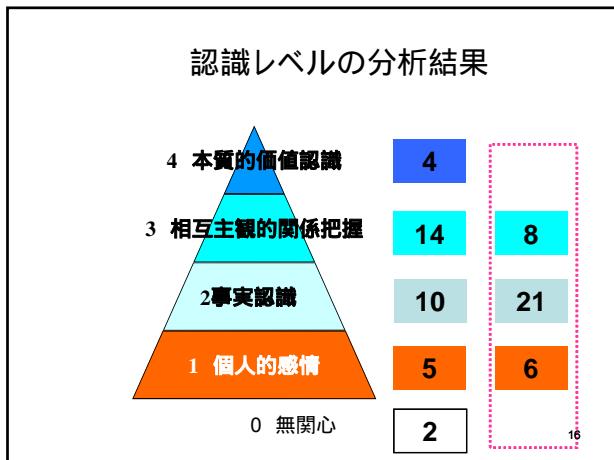
13



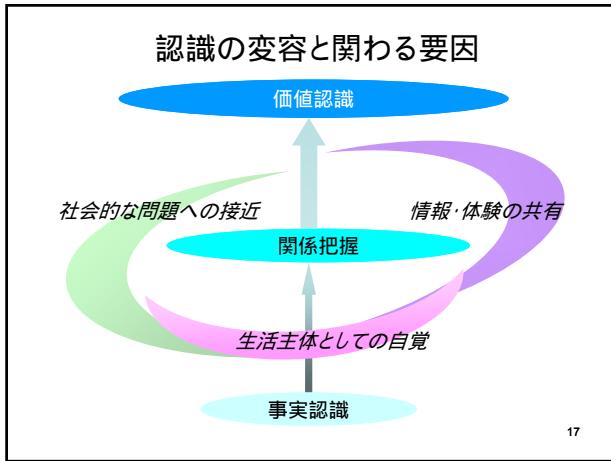
14



15



16



17

「広がれ 消費者市民教育！」

平成23年度 消費者教育フェスタ in ぎふ
事例報告

岐阜大学教職大学院（岐阜市立長良東小学校）
伊藤 智裕

2012 ぎふ国際
青少年大会

「広がれ 消費者市民教育！」

Content

1. 「消費者教育フェスタ in ぎふ」
2. 授業で取り上げた題材
3. 授業の実際
4. 成果と課題

2

「広がれ 消費者市民教育！」

1. 消費者教育フェスタ in ぎふ

- (1) 親子で学ぶ
- (2) 熟議

3

2012 ぎふ国際
青少年大会

「広がれ 消費者市民教育！」

(1) 親子で学ぶ

保護者と共に
・楽しく学ぶ
・真剣に考える

2012 ぎふ国際
青少年大会

「広がれ 消費者市民教育！」

(2) 熟議

身近な問題について
・様々な立場の人
が
・熟考し、話し合い、
・社会参画の態度を
育成する

6

2012 ぎふ国際
青少年大会

「広がれ 消費者市民教育！」

2. 授業で取り上げた題材

- (1) 子どもに身近な題材で
- (2) 風評被害という題材

7

2012 ぎふ国際
青少年大会

「広がれ 消費者市民教育！」

(1) 子どもに身近な題材で

身近な題材の条件

- 生活経験がある
- 学習経験がある
- 追究しやすい(調べる資料などが豊富)
- 心に響く
- その題材を通して学んだことが生きる



7

「広がれ 消費者市民教育！」

(1) 子どもに身近な題材で

「風評被害」を題材にした場合…

新聞やテレビ報道を見聞きしている

新聞記事・保護者への聞き取り
実際の農家等の方の話
—消費者として、考え、判断しようとする



8

「広がれ 消費者市民教育！」

(2) 実際に取り上げた人々



みちのく屋
店長
Wさん



ふくしま希望
市場
Eさん

Wさんの努力

- ・食料品などの販売経験はなく、周囲からも反対の声があったが、震災後、名古屋市で東北物産の販売店をオープンさせる。

Eさんの努力

- ・震災後、東北物産のインターネット販売を始める。国の基準値より厳しい基準を設定し、出荷までに二回の自主検査をする。

「広がれ 消費者市民教育！」

3. 授業の実際

2012
きふ
全国
大会

(1) 子ども・保護者の実態

(2) 指導の構想

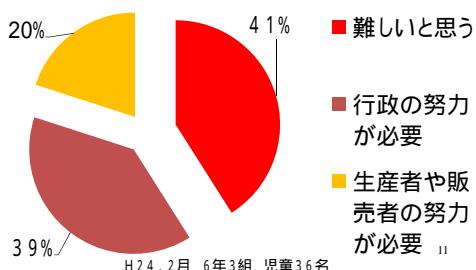
(3) 子どもや保護者の意見

10

「広がれ 消費者市民教育！」

(1)- 子どもの実態

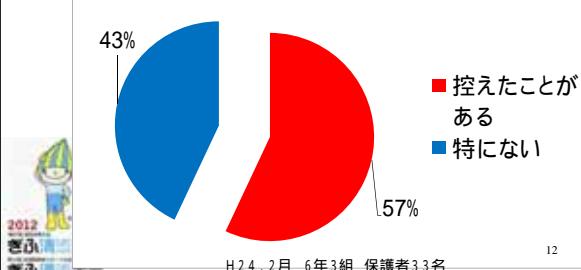
「風評被害は解決すると思うか」



「広がれ 消費者市民教育！」

(1)- 保護者の実態

「東北産の品物の購入を控えたことがありますか」



12



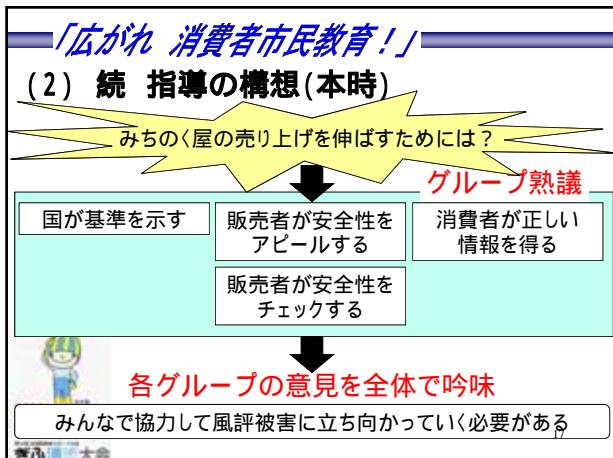
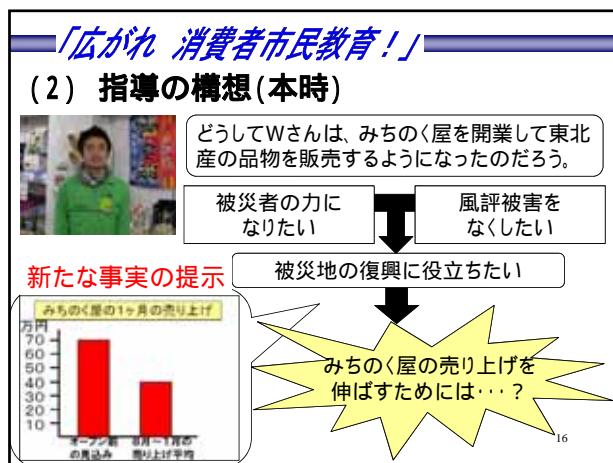
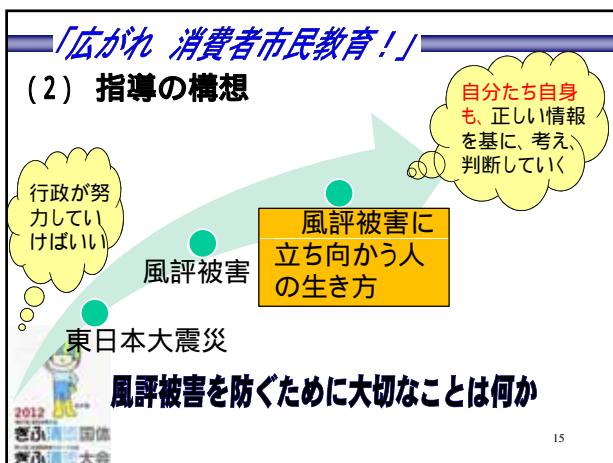
「広がれ 消費者市民教育！」

(1)子ども・保護者の実態

- ・「風評被害」については知っている
- ・自分自身(消費者自身)の問題としてとらえている子どもはいない
- ・保護者は、不安感から買い控えをしている

子どもも保護者も、主体者として風評被害の問題を考えているとは言い難い

14



「広がれ 消費者市民教育！」

(3) 子どもや保護者の実際の発言

みちのく屋の売り上げを伸ばすためには？

↓

グループ熟議

国が基準を示す	販売者が安全性をアピールする	消費者が正しい情報を得る
販売者が安全性をチェックする		

↓

各グループの意見を全体で吟味

国、専門家が、正しい情報を出すことがまず大事だ。 19

2012 きかく清潔 国体
きかく大会

「広がれ 消費者市民教育！」

(3) 子どもや保護者の実際の発言

各グループの意見を全体で吟味

2012 きかく清潔 国体
きかく大会

「広がれ 消費者市民教育！」

(3) 子どもや保護者の実際の発言

ふくしま希望市場からの手紙を紹介した後…

2012 きかく清潔 国体
きかく大会

「広がれ 消費者市民教育！」

(3) 子どもや保護者の実際の発言

ふくしま希望市場からの手紙を紹介した後…

2012 きかく清潔 国体
きかく大会

「広がれ 消費者市民教育！」

(3) 子どもや保護者の実際の発言

ふくしま希望市場からの手紙を紹介した後

23

2012 きかく清潔 国体
きかく大会

「広がれ 消費者市民教育！」

4. 成果と課題

消費者教育は、だれでもできる
「親子で学ぶ」ことこそ意味がある
どんな意識を、どう変容させたいかを明確に描き、手立てをうつ
(子どもに学ぶ必然をもたせる)
指導内容増加の中、教科横断的な内容をどう位置付けるか

24

2012 きかく清潔 国体
きかく大会

岐阜市立長良東小学校のみなさん、
こんにちは。
私たちはふくしま希望市場といいます。



福島県の農産物は原発の事故によつて
全く売れなくなってしまった。「福島の
野菜には放射能が入っているから危ない」
というイメージが定着してしまい、消費者は
福島県産の農産物を避けるようになつて
しまいました。

正直言て、つらいで“すし、悲しいです。しかし、
「少しでも安全・安心なものを買いたい」という
消費者の気持ちもよく分かります。

そこで私たちは考えに考えた末、「今まで
以上に安全性をし、かりと確認
して、それを消費者のみなさんに



公開していくこと、に力を入れようと
考えました。そのために、インターネット
での販売を始めました。



私たちふくしま希望市場では、安全性を確認
するための検査についてはかなり神経を使つて
います。まずは他の会社に放射能が入っていない
かを調べてもらい、大丈夫だと物だけを見返さ
するようにしました。そして、消費者に送る前に、
もう一度一品ずつすべて検査をしてから発送
します。つまり、すべての品物を、2回検査して
います。

今まで以上に手間もかかります。でも、何とか
消費者の皆さんのが気持ちに応えていきたいと
考えています。もしかしたら、これほどして
までも理解してもらえないかも
しえません。



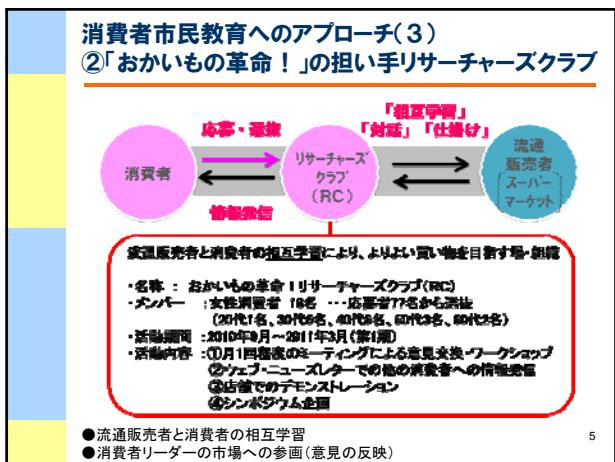
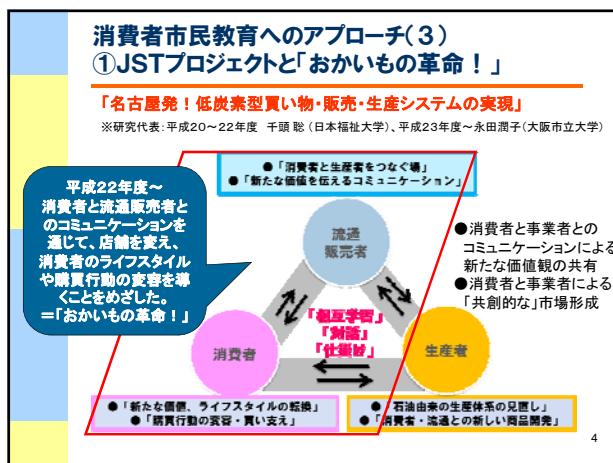
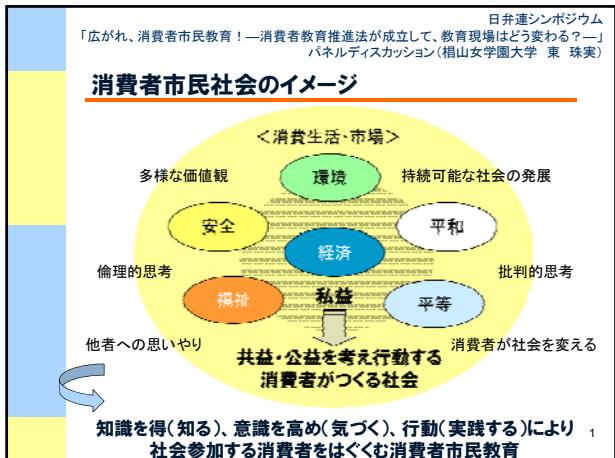


風評被害により、今年も農業をあきらめてしまう人、将来を悲観して自殺してしまう人もいます。何度も心が折れそうになりました。しかし私たちはいつか福島が再生することを信じて、今日も農産物を検査し続けています。

ふくしま希望市場



「消費者市民力を育もう！」 東珠実



資料 6

「広がれ、消費者市民教育！」レジメ

主婦連合会 山根香織

消費者教育推進への期待

消費者被害に遭わない消費者、問題を解決できる消費者、そして、より良い選択や社会全体の利益を考えて行動する消費者になるための教育が不足していることは長く叫ばれてきた。今回消費者庁のもとに幅広い関係者が一体となり、「消費者教育を体系的に進める方策の確立」について取りまとめが出来たこと、そしてようやく消費者教育推進法案の成立が見えてきたことを喜んでいる。

消費者庁発足のきっかけである「消費者・生活者を主役とした国、行政への大転換」が果たされ、消費者が社会の形成に参画し主役として活躍する「消費者市民社会」が構築されることを望んでいる。

消費者団体の役割

消費者運動の中で啓発活動は大きな柱であり、会員及び一般消費者へ安全・安心なくらし、持続可能な社会構築のための情報提供等を行っている。また調査研究活動により消費者の意識や意見を集め、提言や要望に活かしている。調査活動は受け手にとり自らのくらしや行動を振り返るきっかけとなり、問題提起、注意喚起となる。

意見募集等の結果は政策や問題の改善に活かされてきた。企画から多様な人と課題を共有し、収集するターゲットを広げたり、あるいは絞ったりといった工夫もし、さらに効果をあげるものとしたいと思っている。

消費者団体が国民の声を代表しているかということはよく言われ、我々の主張への反論としても使われる。何より留意しているのは広く社会全体の利益のための主張であり運動である。

消費者市民となるために

自分たちの意見を社会に届け、その結果を見ていく、反映させていく行為は素晴らしい経験であり、今求められていることである。受け身で自ら社会へ発言する機会の少な

かった市民が、社会と繋がる達成感を得、行動に誇りや自信を持つことが重要である。

スタートから3年になる裁判員制度も、社会に市民の声を反映させることを目的としたものであり、専門家に任せきりで関心の薄かったところへ市民が入ることで様々な変化をもたらしている。

自分に何が出来るかを考えるようになるためには、何より問題に気付くことである。批判的にものを見、隠された問題がないか注意をはらう習慣を身に着けることが必要となる。

昨年発生した大震災、原発事故はたいへんな被害となったが、情報等を鵜呑みにせず自ら考え、判断しようとする国民を増やした。エネルギー政策をはじめとするこれから日本のあり方をひとりひとりが考え、知恵を出し合う必要性が共有された。そして何より人が繋がること、全体の幸せについて深く考える機会となっている。この契機を消費者市民社会構築の第一歩としなければ被災された方々の苦労に報いることにならない。

主婦連合会主催「消費者市民とは何か～共通理解のための基礎講座～」

消費者の商品選択と積極的な行動によって公正で持続可能な社会へと導く、「消費者市民社会」という新しい概念について理解し、消費者運動の新しい方向性を模索することに繋げるため実施した。（平成22年10月～23年11月。特別編を含め8回開催。）

消費者市民社会とは経済、社会の問題だけでなく心の問題でもあり、一人ひとりが尊重される社会であることを理解した。消費者教育の充実とそれによる消費者市民社会の構築が望まれるものであるが、それにより何かを強要されたり自己責任を過度に問うようなことはあってはならない。

第1回「コンシューマー・シティズンシップの概念」

講師 ヴィクトリア・トーレセン（ノルウェー・ヘドマルク大学準教授、コンシューマー・シティズンシップ・ネットワーク・プロジェクトマネージャー）
ハイコ・ステファン（元ベルリン工科大学教授、元ドイツ消費者連盟会長）
高橋 義明（内閣府経済社会総合研究所 主任研究官）

第2回「消費者市民社会を支える会社法理の転換」

講師 上村 達男（法学博士、早稲田大学法学部・大学院法務研究科教授、早稲田大

学グローバル COE「企業法制と法創造」総合研究所長)

第3回「消費者の力で実現する安全で公正な社会 ~日弁連の提言を題材として~」

講師 坂 勇一郎(弁護士)

第4回「消費者市民の視点 ~経済・社会・ココロのバランス~」

講師 高橋 義明(内閣府経済社会総合研究所 主任研究官)

第5回「助け合う社会と消費者市民」

講師 星川 安之(財団法人共用品機構 専務理事)

第6回「助け合う社会と消費者市民」

講師 生田 武志(文芸評論家)

清水 康之(NPO法人自殺対策支援センターライフリンク代表)

第7回「ヨーロッパのシティズンシップ教育」

講師 中山 あおい(大阪教育大学国際センター准教授)

特別編「日本の原子力行政の真実 ~エネルギー政策見直しの必要性~」

講師 河野太郎(衆議院議員)

学校における推進にあたって

学校と地域の消費者団体等との連携にあっては改善の余地が大きい。出前授業などを行うこともあるが、小、中、高校とも、その学校と個人的に密接な関係がないと実施が困難である。これは推進会議の中でも多く出た意見であり、実施されても校長や担当教師の消費者教育への関心の高低によって質・量にバラつきがあり、支援体制の強化などが望まれる。

各学校に置かれている「学校評議員」あるいは「学校運営協議会」に、消費者教育を推進する者(地域の消費者団体関係者など)を必ず参画させることとしてはどうかと提案したが、実態等が掴めず取り上げられるには至らなかった。しかし校内に「消費者教育コーディネーター(仮称)」を位置づけること、地域の消費担当部局や消費生活センター等に「学校支援担当者」を置くことが提案された。

消費者問題はそれぞれの地域によって特徴等が異なることもあり、地域の特性に合わ

せた教育が消費者問題に詳しく消費者行政や消費者庁と繋がる人が加わることで広く公平に進展されることを期待する。

学校運営等に関する地域住民参加の現状については、調査や拡大の方策のあり方について、さらに調査などを進めていただきたい。

学校における消費者教育の推進で注意しなければならないのは教師の負担への配慮である。新しい制度設計は負担を増やすものでなく、教師と学校を支えるものとしたい。地域の中に学校や子ども達があり、皆で見守り育てていく、そしてどう地域を活性化し住み良い社会にするかを皆で考えていくことは消費者市民社会の原点である。ここからあらゆる世代、あらゆる立場の市民への教育推進へ繋がる効果も大きいと考える。

今後の展開に思うこと

今回推進会議が具体的な方策を提示し実行することで、連携やサポートの輪が広がり、消費者被害のない社会が築かれ、自分たちがより良い暮らしを創るという積極的な良識ある市民が増えることを望んでいる。

悪質な商法による被害が何兆円という事態が続くのは明らかに異常で深刻である。有効な防止策を提示するのは喫緊の課題であり重要な教育である。そしてこうした商法を封じ込め、持続可能で公平な社会を作る市民を育てていくことが必要である。メリハリをつけ、被害防止のため直ちに対応すべきことと長いスパンで考えていくことを分けて実行していくことが必要ではないか。

全国各地で消費者市民教育の重要性が理解され、推進体制の整備が進むことを望んでいる。そして私たち消費者団体も運動への幅広い参加等活性化に努め、消費者市民が主役の社会が構築されるよう力を尽くしたいと思っている。